## ○財務省告示第二百七十号

統 計 関 品 税 法 目 表 昭 を 定 和  $\Diamond$ 十 る 等 九  $\mathcal{O}$ 年 件 法 律 第 昭 六 和 + 六 + = 号) 年 六 第 月 百 大 蔵 条 省  $\mathcal{O}$ 告 規 定 示 第 を 実 九 + 施 兀 す 号 る た め、  $\mathcal{O}$ 輸 部 を 出 次 統 計  $\mathcal{O}$ 品 ょ う 目 に 表 改 及 正 び 輸 入

令和六年十月三十一日

令

和

七

年

月

日

以

後

統

計

に

計

上

さ

れ

る貨

物

に

0

1

7

適

用

す

る。

財務大臣 加藤 勝信

改 下、 規 定 正 次 後  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 欄 対 傍 表 に 象 線 に 規 撂 を ょ 定 り、 げ 付 る L لح 対 た 改 象 部 正 7 う。 規 分 前 定  $\mathcal{O}$ 欄 で ょ に う 改 で 掲 正 改 げ に 前 正 る 改 後 欄 規  $\Diamond$ に 欄 定  $\sum_{}$ に 改  $\mathcal{O}$ ک 傍 れ 正 に れ 前 線 に 対 欄 を 応 対 12 付 す 応 掲 L る す げ た ₽ る る 部  $\mathcal{O}$ ŧ そ 分 を を  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ ح 撂 を 標 掲 げ 記 れ 7 げ に 部 7 分 順 1 な 1 に 次 な 対 1 応 ŧ 重 1  $\mathcal{O}$ ŧ 傍 す は 線 る  $\mathcal{O}$ は 改 を 付 正 れ 後 L を 加 れ た 欄 を 規 に え 削 定 掲 り、 る。 げ 以 る

		为 日				为 川 恒	
	輸	出統計品目表			輸	出統計品目表	
[略]				[同左]			
or at n	. =		単 位		ž. 🗆		単 位
統計者	7 方	品名	I II	一統 計 都	子	品名	I II
[略]				[同左]			
25. 01				25. 01			
>		[四各]		>		[同左]	
25. 18				25. 18			
25. 19		天然の炭酸マグネシウム (マグネサイト) 並びに溶融マグネシア、焼結		25. 19		天然の炭酸マグネシウム (マグネサイト) 並びに溶融マグネシア、焼結	
		マグネシア(焼結前に他の酸化物を少量加えてあるかないかを問わない				マグネシア(焼結前に他の酸化物を少量加えてあるかないかを問わない	
		。)及びその他の酸化マグネシウム(純粋であるかないかを問わない。				。)及びその他の酸化マグネシウム(純粋であるかないかを問わない。	
		)				)	
2519. 10		[贈各]		2519. 10		[同左]	
2519.90		- その他のもの		2519.90		- その他のもの	
	100	酸化マグネシウム	<u>KG</u>			<u>酸化マグネシウム</u>	
					<u>110</u>	<u>マグネシアクリンカー</u>	<u>KG</u>
					<u>190</u>	<u>その他のもの</u>	<u>KG</u>
	900	その他のもの	MT		900	その他のもの	MT
25. 20				25. 20			
₹		[解各]		₹		[同左]	
25. 30				25. 30			
[略]	ı			[同左]	,		
		[爾各]				[同左]	
29.01				29.01			
₹		[解各]		}		[同左]	
29. 08				29.08			
		第4節 エーテル、アルコールペルオキシド、エーテルペルオキシ				第4節 エーテル、アルコールペルオキシド、エーテルペルオキシ	
		ド、アセタールペルオキシド、ヘミアセタールペルオキシ				ド、アセタールペルオキシド、ヘミアセタールペルオキシ	
		ド、ケトンペルオキシド、エポキシドで三員環のもの、ア				ド、ケトンペルオキシド、エポキシドで三員環のもの、ア	
		セタール及びヘミアセタール並びにこれらのハロゲン化誘				セタール及びヘミアセタール並びにこれらのハロゲン化誘	

	導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化			導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化
	誘導体			誘導体
29. 09	エーテル、エーテルアルコール、エーテルフェノール、エーテルアルコ		29. 09	エーテル、エーテルアルコール、エーテルフェノール、エーテルアルコ
	ールフェノール、アルコールペルオキシド、エーテルペルオキシド、ア			ールフェノール、アルコールペルオキシド、エーテルペルオキシド、ア
	セタールペルオキシド、ヘミアセタールペルオキシド及びケトンペルオ			セタールペルオキシド、ヘミアセタールペルオキシド及びケトンペルオ
	キシド (化学的に単一であるかないかを問わない。) 並びにこれらのハ			キシド (化学的に単一であるかないかを問わない。) 並びにこれらのハ
	ロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘			ロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘
	導体			導体
	[略]			[同左]
2909. 11			2909. 11	
₹	[略]		>	[同左]
2909. 20			2909. 20	
<u>2909. 30</u>	- 芳香族エーテル並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニ		<u>2909. 30</u> <u>000</u>	- 芳香族エーテル並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニ
	トロ化誘導体及びニトロソ化誘導体			トロ化誘導体及びニトロソ化誘導体
100	<u>デカブロモジフェニルエーテル</u>	<u>KG</u>		
900	その他のもの	KG		
	[略]			[同左]
2909. 41			2909. 41	
₹	[略]		>	[同左]
2909. 60			2909. 60	
9. 10			29.10	
₹	[略]		>	[同左]
9. 14			29. 14	
	第7節 カルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸			第7節 カルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸
	化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン			化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン
	化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体			化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体
9. 15	飽和非環式モノカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過		29. 15	飽和非環式モノカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過
	酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、			酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、
	ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体			ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体
	[略]			[同左]
2915. 11			2915. 11	
>	[略]		}	[同左]

2915. 70				2915.70				
2915. 90		その他のもの		<u>2915. 90</u> <u>0</u>	00	<u>-</u> その他のもの		<u>KG</u>
	100	<u>ペルフルオロオクタン酸及びその塩</u>	<u>KG</u>					
	900	その他のもの	<u>KG</u>					
29. 16				29. 16				
₹		[齊各]		₹		[同左]		
29. 42				29. 42				
[略]				[同左]	•			
		[解各]				[同左]		
69. 01				69.01				
₹		[麻各]		₹		[同左]		
69. 03				69. 03				
		第2節 その他の陶磁製品				第2節 その他の陶磁製品		
69.04				69.04				
₹		[爾各]		₹		[同左]		
69. 10				69. 10				
69. 11		磁器製の食卓用品、台所用品その他の家庭用品及び化粧用品		69. 11		磁器製の食卓用品、台所用品その他の家庭用品及び化粧用品		
<u>6911. 10</u>	000	一食卓用品及び台所用品	<u>KG</u>	<u>6911. 10</u>		一食卓用品及び台所用品		
						食卓用品(組物を含む。)_		
				1	10	<u></u> 喫茶用のもの	<u>DZ</u>	<u>KG</u>
				1	90	その他のもの	<u>DZ</u>	<u>KG</u>
				2	00	<u>台所用品</u>	<u>DZ</u>	<u>KG</u>
6911. 90		[麻各]		6911. 90		[同左]		
69. 12				69. 12				
6912.00	000	陶磁製の食卓用品、台所用品その他の家庭用品及び化粧用品 (磁器製の		<u>6912. 00</u>		陶磁製の食卓用品、台所用品その他の家庭用品及び化粧用品(磁器製の		
		<u>ものを除く。)</u>	<u>KG</u>			<u>ものを除く。)</u>		
				1	00	<u>一食卓用品(組物を含む。)</u>	<u>DZ</u>	<u>KG</u>
				9	00	<u>-</u> その他のもの		<u>KG</u>
69. 13		[爾各]		69. 13		[同左]		
69. 14		[原各]		69. 14		[同左]		
[略]				[同左]				
74. 01				74. 01				

}		[略]			[同左]	
74.03			74.03			
74.04			74.04			
7404.00	0	銅のくず	7404.00	000	<u>銅のくず</u>	<u>KG</u>
	100	- 径又は厚さが0.35ミリメートル以上の銅線のもの及び素線の径が				l
		0. 35ミリメートル以上の銅より線のもの(銅の含有量が99. 9				l
		<u>%以上のものに限る。)</u>	<u>KG</u>			
	200	<u></u> 一銅・亜鉛合金(黄銅)のもの	<u>KG</u>			
	900	その他のもの	<u>KG</u>			
74.05			74.05			
}		[略]	}		[同左]	
74. 19			74. 19			
[略]			[同左]			
76. 01		[略]	76.01		[同左]	
76.02			76.02			
7602.00	0	アルミニウムのくず	7602.00		アルミニウムのくず	
	100	ーアルミ缶のもの	KG	100	ーアルミ缶のもの	KG
	<u>200</u>	<u>ーサッシのもの</u>	<u>KG</u>		[新規]	
	300	- 切削くず及び打抜きくず	<u>KG</u>		[新規]	
	900	- その他のもの	KG	900	- その他のもの	KG
76. 03			76.03			
>		[略]	₹		[同左]	
76. 16			76. 16			
[略]			[同左]			
82.01			82.01			
₹		[略]	₹		[同左]	
82.10			82.10			
82. 11		刃を付けたナイフ(剪定ナイフを含み、のこ歯状の刃を有するか有しな	82.11		刃を付けたナイフ(剪定ナイフを含み、のこ歯状の刃を有するか有しな	
		いかを問わないものとし、第82.08項のナイフを除く。)及びその			いかを問わないものとし、第82.08項のナイフを除く。)及びその	
		刃			刃	
8211.10	0	[略]	8211.10		[同左]	
		- その他のもの			- その他のもの	l

8211. 91	[略]			8211. 91	1]	同左]		
8211.92 000	その他のナイフ(固定刃のものに限る。)	<u>NO</u>	KG	8211.92	_	- その他のナイフ (固定刃のものに限る。)		
				1	100	台所用のもの	NO	<u>0</u> <u>I</u>
				9	900	その他のもの	NO	<u>0</u> <u>I</u>
8211. 93				8211.93				
₹	[ 略 ]			₹	1]	同左]		
8211. 95				8211. 95				
82. 12				82.12				
₹	[ 略 ]			₹	1]	同左]		
82. 15				82.15				
[略]				[同左]				
84. 01				84. 01				
}	[略]			₹	1]	同左]		
84. 55				84.55				
84. 56	レーザーその他の光子ビーム、超音波、放電、電気化学的方法、電子ビ			84. 56	レ	ーザーその他の光子ビーム、超音波、放電、電気化学的方法、電子ビ		
	ーム、イオンビーム又はプラズマアークを使用して材料を取り除くこと					ム、イオンビーム又はプラズマアークを使用して材料を取り除くこと		
	により加工する機械及びウォータージェット切断機械				に.	より加工する機械及びウォータージェット切断機械		
	- レーザーその他の光子ビームによるもの				- 1	レーザーその他の光子ビームによるもの		
8456. 11	<u>レーザーによるもの</u>			8456.11	000	<u>-レーザーによるもの</u>	NO	0
100	<u>回転軸の数が2以上のもの</u>	<u>NO</u>	<u>KG</u>					
900	その他のもの	<u>NO</u>	<u>KG</u>					
8456. 12				8456. 12				
7	[牌各]			>	1]	同左]		
8456. 90				8456. 90				
84. 57				84.57				
₹	[略]			>	1]	同左]		
84. 80				84. 80				
84. 81	コック、弁その他これらに類する物品(減圧弁及び温度制御式弁を含む			84. 81	<b>=</b>	ック、弁その他これらに類する物品(減圧弁及び温度制御式弁を含む		
	ものとし、管、かん胴、タンクその他これらに類する物品用のものに限				£ (	のとし、管、かん胴、タンクその他これらに類する物品用のものに限		
	<b>వ</b> 。)				る。	。)		
8481. 10	[順各]			8481. 10	1]	同左]		
8481. 20	[略]			8481. 20		[同左]		

8481.30 000	<u>一逆止并</u>		KG	8481. 30		一逆止弁		
					<u>100</u>	車両用の弁	<u>TH</u>	KG
					900	その他のもの		KG
8481.40				8481.40				
>	[照各]			>		[同左]		
8481.90				8481.90				
84. 82				84.82				
}	[网络]			₹		[同左]		
84. 87				84. 87				
[略]				[同左]				
85. 01				85.01				
}	[网络]			>		[同左]		
85. 03				85.03				
85. 04	トランスフォーマー、スタティックコンバーター(例えば、整流器)及			85.04		トランスフォーマー、スタティックコンバーター(例えば、整流器)及		
	びインダクター					びインダクター		
8504.10				8504.10				
}	[岬各]			>		[同左]		
8504.34				8504.34				
8504.40	ースタティックコンバーター			8504.40		ースタティックコンバーター		
100	<u>整流器</u>	<u>NO</u>	<u>KG</u>			整流器		
					<u>110</u>	シリコン整流器	<u>NO</u>	KG
					<u>190</u>	その他のもの	<u>NO</u>	KG
900	その他のもの	NO	KG		900	その他のもの	NO	KG
8504.50	[解各]			8504.50		[同左]		
8504.90	[网络]			8504.90		[同左]		
85. 05				85.05				
₹	[网络]			>		[同左]		
85. 37				85. 37				
85. 38	第85.35項から第85.37項までの機器に専ら又は主として使用			85. 38		第85.35項から第85.37項までの機器に専ら又は主として使用		
	する部分品					する部分品		
8538. 10	[网络]			8538. 10		[同左]		
8538.90 000	_ その他のもの		<u>KG</u>	8538.90		その他のもの		

						100	<u>開閉用機器のもの</u>		KG
						200	<u>保護用機器のもの</u>		<u>KG</u>
						900	その他のもの		<u>KG</u>
85. 39		フィラメント電球及び放電管(シールドビームランプ、紫外線ランプ及			85. 39		フィラメント電球及び放電管(シールドビームランプ、紫外線ランプ及		
		び赤外線ランプを含む。)、アーク灯並びに発光ダイオード(LED)					び赤外線ランプを含む。)、アーク灯並びに発光ダイオード(LED)		
		光源					光源		
8539.10		[四各]			8539. 10		[同左]		
		<ul><li>その他のフィラメント電球(紫外線ランプ及び赤外線ランプを除く。</li></ul>					<ul><li>一その他のフィラメント電球(紫外線ランプ及び赤外線ランプを除く。</li></ul>		
		)							
8539. 21		[			8539. 21		[同左]		
8539. 22		[			8539. 22		[同左]		
8539. 29		その他のもの			8539. 29		その他のもの		
	100	自動車用のもの	NO	KG		100	自動車用のもの	NO	KG
		[削除]				200	-表示用のもの(超小型のもの)	<u>NO</u>	<u>KG</u>
	900	その他のもの	NO	KG		900	その他のもの	NO	KG
		[略]					[同左]		
8539. 31					8539. 31				
>		[略]			?		[同左]		
8539.90					8539. 90				
85. 40					85.40				
₹		[四各]			₹		[同左]		
85. 49					85.49				
[略]					[同左]				
96. 01		[略]			96.01		[同左]		
96. 02		[略]			96.02		[同左]		
96. 03		ほうき、ブラシ(機械類又は車両の部分品として使用するブラシを含む			96. 03		ほうき、ブラシ(機械類又は車両の部分品として使用するブラシを含む		
		。)、動力駆動式でない手動床掃除機、モップ及び羽毛ダスター、ほう					。)動力駆動式でない手動床掃除機、モップ及び羽毛ダスター、ほうき		
		き又はブラシの製造用に結束し又は房状にした物品、ペイントパッド、					又はブラシの製造用に結束し又は房状にした物品、ペイントパッド、ペ		
		ペイントローラー並びにスクイージー(ローラースクイージーを除く。					イントローラー並びにスクイージー (ローラースクイージーを除く。)		
9603.10					9603. 10				
>		[岬各]			>		[同左]		

9603.50			9603.5	0			
9603.90 00	<u>0</u> <u>-その他のもの</u>	NO KG	9603.9	2	その他のもの		
				100	ほうき及びブラシ	<u>NO</u>	Ī
				900	その他のもの	<u>NO</u>	ļ
96. 04			96.04				
₹	[略]		₹		[同左]		
96. 20			96. 20				
[略]			[同左]	•		•	
	輸入統計品目表			輸	入統計品目表		
[略]			[同左]				
統計番		単位	- 統 計 :	釆 早	品名	単	
лус рт <u>— на</u>	7 111 71	І П	nyc pi	ш 7	비	I	
[略]			[同左]				
25. 01			25.01				
₹	[略]		₹		[同左]		
25. 18			25. 18				
25. 19	天然の炭酸マグネシウム (マグネサイト) 並びに溶融マグネシア、焼結		25. 19		天然の炭酸マグネシウム(マグネサイト)並びに溶融マグネシア、焼結		
	マグネシア(焼結前に他の酸化物を少量加えてあるかないかを問わない				マグネシア(焼結前に他の酸化物を少量加えてあるかないかを問わない		
	。)及びその他の酸化マグネシウム(純粋であるかないかを問わない。				。)及びその他の酸化マグネシウム(純粋であるかないかを問わない。		
	)				)		
2519. 10	[略]		2519. 1	0	[同左]		
2519. 90	- その他のもの		2519. 9	0	- その他のもの		
01	0酸化マグネシウム(天然の炭酸マグネシウムを焼いたものを除く。			010	酸化マグネシウム(天然の炭酸マグネシウムを焼いたものを除く。		
	)	KG			)		
09	0その他のもの	MT			その他のもの		
				<u>091</u>	<u>マグネシアクリンカー</u>		
				<u>099</u>	その他のもの		
25. 20			25. 20				
}	[略]		>		[同左]		
25. 30			25.30				
[略]		Г	[同左]				
	[略]				[同左]		

29. 01			29.01			
₹	[ 照各 ]		>		[同左]	
29. 08			29. 08			
	第4節 エーテル、アルコールペルオキシド、エーテルペルオキシ				第4節 エーテル、アルコールペルオキシド、エーテルペルオキシ	
	ド、アセタールペルオキシド、ヘミアセタールペルオキシ				ド、アセタールペルオキシド、ヘミアセタールペルオキシ	
	ド、ケトンペルオキシド、エポキシドで三員環のもの、ア				ド、ケトンペルオキシド、エポキシドで三員環のもの、ア	
	セタール及びヘミアセタール並びにこれらのハロゲン化誘				セタール及びヘミアセタール並びにこれらのハロゲン化誘	
	導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化				導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化	
	誘導体				誘導体	
29. 09	エーテル、エーテルアルコール、エーテルフェノール、エーテルアルコ		29.09		エーテル、エーテルアルコール、エーテルフェノール、エーテルアルコ	
	ールフェノール、アルコールペルオキシド、エーテルペルオキシド、ア				ールフェノール、アルコールペルオキシド、エーテルペルオキシド、ア	
	セタールペルオキシド、ヘミアセタールペルオキシド及びケトンペルオ				セタールペルオキシド、ヘミアセタールペルオキシド及びケトンペルオ	
	キシド (化学的に単一であるかないかを問わない。) 並びにこれらのハ				キシド (化学的に単一であるかないかを問わない。) 並びにこれらのハ	
	ロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘				ロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘	
	導体				導体	
	[ 照各 ]				[同左]	
2909. 11			2909. 11			
₹	[ 解各 ]		₹		[同左]	
2909. 20			2909. 20			
2909.30	- 芳香族エーテル並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニ		2909.30		- 芳香族エーテル並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニ	
	トロ化誘導体及びニトロソ化誘導体				トロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	
	<u></u> 臭素化誘導体			100	<u>臭素化誘導体</u>	<u>KG</u>
	120デカブロモジフェニルエーテル	<u>KG</u>				
	190 その他のもの	KG				
	200その他のもの	KG		200	その他のもの	KG
	[网络]				[同左]	
2909. 41			2909. 41			
}	[四各]		}		[同左]	
2909.60			2909.60			
29. 10			29.10			
₹	[网络]		₹		[同左]	
29. 14			29.14			

		第7節 カルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸				第7節 カルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸	
		化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン				化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン	
		化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体				化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	
29. 15		飽和非環式モノカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過		29. 15		飽和非環式モノカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過	
		酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、				酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、	
		ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体				ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	
		[略]				[同左]	
2915. 11				2915. 11			
>		[略]		₹		[同左]	
2915.70				2915. 70			
2915. 90		- その他のもの		2915. 90		- その他のもの	
		カプリン酸、ラウリン酸及びミリスチン酸並びにカプリン酸、ラウ				カプリン酸、ラウリン酸及びミリスチン酸並びにカプリン酸、ラウ	
		リン酸、ミリスチン酸、パルミチン酸又はステアリン酸の誘導体				リン酸、ミリスチン酸、パルミチン酸又はステアリン酸の誘導体	
(	011	カプリン酸、ラウリン酸及びミリスチン酸	KG	+	011	カプリン酸、ラウリン酸及びミリスチン酸	K
(	019	その他のもの	KG	÷	019	その他のもの	K
		その他のもの			090	その他のもの	K
<u>(</u>	091	<u>ペルフルオロオクタン酸及びその塩</u>	KG	<u> </u>			
<u>(</u>	099	<u>その他のもの</u>	KG	<u> </u>			
29. 16				29. 16			
₹		[略]		₹		[同左]	
29. 42				29. 42			
[略]				[同左]			•
30. 01				30.01			
₹		[略]		₹		[同左]	
30. 03				30.03			
30. 04		医薬品(混合し又は混合してない物品から成る治療用又は予防用のもの		30.04		医薬品(混合し又は混合してない物品から成る治療用又は予防用のもの	
		で、投与量にしたもの(経皮投与剤の形状にしたものを含む。)又は小				で、投与量にしたもの(経皮投与剤の形状にしたものを含む。)又は小	
		売用の形状若しくは包装にしたものに限るものとし、第30.02項、				売用の形状若しくは包装にしたものに限るものとし、第30.02項、	
		第30.05項又は第30.06項の物品を除く。)				第30.05項又は第30.06項の物品を除く。)	
3004.10				3004.10			
₹		[略]		₹		[同左]	
3004.60				3004.60			

3004.90		- その他のもの			3004	4. 90		ーその他のもの		
	010	麻薬、大麻又は <u>覚醒アミン</u> のもの		KG (		0	10	−−麻薬、大麻又は <u>覚せいアミン</u> のもの		KG(
				I. I						I. I
				.)						.)
		その他のもの						その他のもの		
	021	<u>小売用の形状又は包装にしたもの</u>		<u>KG (</u>				<u></u> 小売用の形状又は包装にしたもの		
				<u>I. I</u>						
				<u>. )</u>						
						0	23	<u>おたねにんじんのもの</u>		<u>KG (</u>
										<u>I. I</u>
										<u>. )</u>
						0	24	その他のもの		KG(
										<u>I. I</u>
										<u>.)</u>
	029	その他のもの		KG (		0	29	その他のもの		KG(
				I. I						I. I
				.)						.)
30.05		[ 略]			30.05			[同左]		
30.06		[略]			30.06			[同左]		
[略]	T		1	1	[同左	:]				
46.01		さなだその他これに類する組物材料から成る物品(ストリップ状である			46.01			さなだその他これに類する組物材料から成る物品(ストリップ状である		
		かないかを問わない。)並びに組物材料又はさなだその他これに類する						かないかを問わない。)並びに組物材料又はさなだその他これに類する		
		組物材料から成る物品を平行につなぎ及び織つたものであつてシート状						組物材料から成る物品を平行につなぎ及び織つたものであつてシート状		
		のもの(最終製品(敷物、壁掛等)であるかないかを問わない。)						のもの(最終製品(敷物、壁掛等)であるかないかを問わない。)		
		-敷物及びすだれ(植物性材料製のものに限る。)						- 敷物及びすだれ(植物性材料製のものに限る。)		
4601.21		[略]			4601	1.21		[同左]		
4601. 22		[ 略]			4601	1.22		[同左]		
4601. 29		その他のもの			4601	1. 29		その他のもの		
	100	いぐさ製又は七島い製のもの	SM	KG		1	.00	いぐさ製又は七島い製のもの	SM	KG
	900	その他のもの		<u>KG</u>				<u>その他のもの</u>		
						9	10	すだれ(幅が80センチメートル以上のものに限る。)		<u>KG</u>
						9	90	その他のもの		<u>KG</u>

		[略]					[同左]	
4601.92					4601.92			
>		[略]			₹		[同左]	
4601.99					4601.99			
16.02		[略]			46.02		[同左]	
[略]					[同左]			
61.01					61.01			
>		[略]			₹		[同左]	
61. 12					61. 12			
61. 13					61. 13			
6113.00		衣類(第59.03項、第59.06項又は第59.07項のメリヤス			6113.00		衣類(第59.03項、第59.06項又は第59.07項のメリヤス	
		編物又はクロセ編物から製品にしたものに限る。)					編物又はクロセ編物から製品にしたものに限る。)	
	010	- 第59.06項の編物製のもの	NO	KG		010	- 第59.06項の編物製のもの	NC
	090	<u>-その他のもの</u>	<u>NO</u>	<u>KG</u>			<u>-その他のもの</u>	
						<u>091</u>	第61.01項及び第61.02項のものと同一種類のもの	NC
						099	その他のもの	NC
61.14					61.14			
?		[略]			₹		[同左]	
61. 17					61. 17			
[略]					[同左]			
		[略]					[同左]	
69. 01					69.01			
₹		[略]			₹		[同左]	
69.03					69.03			
		第2節 その他の陶磁製品					第2節 その他の陶磁製品	
69.04					69.04			
?		[略]			₹		[同左]	
69. 07					69.07			
69. 09		陶磁製の理化学用その他の技術的用途に供する物品、農業に使用する種			69. 09		陶磁製の理化学用その他の技術的用途に供する物品、農業に使用する種	
		類のおけ、かめその他これらに類する容器及び輸送又は包装に使用する					類のおけ、かめその他これらに類する容器及び輸送又は包装に使用する	
		種類のつぼ、ジャーその他これらに類する製品					種類のつぼ、ジャーその他これらに類する製品	
		- 陶磁製の理化学用その他の技術的用途に供する物品					- 陶磁製の理化学用その他の技術的用途に供する物品	

<u>6909.11</u> <u>000</u>	磁器製のもの	Ì	<u>KG</u>	<u>6909. 11</u>		磁器製のもの		
					010	触媒の製造に使用する触媒担体		<u>KG</u>
					020	その他のもの		<u>KG</u>
6909. 12				6909. 12				
₹	[略]			₹		[同左]		
6909. 90				6909. 90				
69. 10				69. 10				
₹	[嘅各]			₹		[同左]		
69. 14				69. 14				
[略]				[同左]				
84. 01				84. 01				
₹	[四各]			₹		[同左]		
84. 42				84. 42				
84. 43	印刷機 (第84.42項のプレート、シリンダーその他の印刷用コンポ			84. 43		印刷機 (第84.42項のプレート、シリンダーその他の印刷用コンポ		
	ーネントにより印刷に使用するもの)、その他のプリンター、複写機及					ーネントにより印刷に使用するもの)、その他のプリンター、複写機及		
	びファクシミリ (結合してあるかないかを問わない。) 並びに部分品及					びファクシミリ(結合してあるかないかを問わない。)並びに部分品及		
	び附属品					び附属品		
	[					[同左]		
8443. 11				8443.11				
₹	[ 照各 ]			₹		[同左]		
8443. 19				8443. 19				
	- その他のプリンター、複写機及びファクシミリ(結合してあるかない					その他のプリンター、複写機及びファクシミリ(結合してあるかない		
	かを問わない。)					かを問わない。)		
8443. 31	[			8443.31		[同左]		
8443. 32	[			8443.32		[同左]		
8443. 39 000	その他のもの	<u>NO</u>	KG	8443.39		<u>その他のもの</u>		
					010	複写機	NO	<u>KG</u>
					090	<u>その他のもの</u>	<u>NO</u>	<u>KG</u>
	[牌各]					[同左]		
8443.91	[牌各]			8443.91		[同左]		
8443.99	[牌各]			8443.99		[同左]		
84. 44				84. 44				

}		[			<i>\</i>		[同左]		
84. 87					84. 87				L
[略]			1	ı	[同左]	ı			
35.01		電動機及び発電機 (原動機とセットにした発電機を除く。)			85.01		電動機及び発電機 (原動機とセットにした発電機を除く。)		
8501.10		- 電動機(出力が37.5ワット以下のものに限る。)			8501.10		- 電動機(出力が37.5ワット以下のものに限る。)		
	010	<u>直流電動機</u>	<u>NO</u>	KG			直流電動機		
						<u>011</u>	出力が10ワット以下のもの	<u>NO</u>	KC
						<u>019</u>	その他のもの	<u>NO</u>	KC
	020	単相交流電動機	NO	KG		020	単相交流電動機	NO	K
	090	その他のもの	NO	KG		090	その他のもの	NO	K
8501.20					8501. 20				
₹		[解各]			₹		[同左]		
8501.80					8501.80				
85. 02					85.02				
₹		[解各]			₹		[同左]		
85. 40					85.40				
85. 41		半導体デバイス(例えば、ダイオード、トランジスター及び半導体ベー			85. 41		半導体デバイス(例えば、ダイオード、トランジスター及び半導体ベー		
		スの変換器)、光電性半導体デバイス(光電池(モジュール又はパネル					スの変換器)、光電性半導体デバイス(光電池(モジュール又はパネル		
		にしてあるかないかを問わない。)を含む。)、発光ダイオード(LE					にしてあるかないかを問わない。)を含む。)、発光ダイオード(LE		
		D) (他の発光ダイオード (LED) と組み合わせてあるかないかを問					D) (他の発光ダイオード (LED) と組み合わせてあるかないかを問		
		わない。)及び圧電結晶素子					わない。) 及び圧電結晶素子		
8541.10		- ダイオード (光電性ダイオード及び発光ダイオード (LED) を除く			8541.10		- ダイオード (光電性ダイオード及び発光ダイオード (LED) を除く		
		。)					。)		
	010	平均順電流が100ミリアンペア未満のもの		NO		010	平均順電流が100ミリアンペア未満のもの		N
		平均順電流が100ミリアンペア以上のもの				090	その他のもの		N
	<u>091</u>	半導体動作領域の材料としてけい素を用いたもの		<u>NO</u>					
	092	半導体動作領域の材料として炭化けい素を用いたもの		<u>NO</u>					
	093	半導体動作領域の材料として窒化ガリウムを用いたもの		<u>NO</u>					
	099	その他のもの		<u>NO</u>					
		- トランジスター (光電性トランジスターを除く。)					- トランジスター (光電性トランジスターを除く。)		
8541. 21		[興各]			8541. 21		[同左]		
8541. 29		その他のもの			8541. 29	000	<u>その他のもの</u>		No

010	<u>半導体動作領域の材料としてけい素を用いたもの</u>	<u>NO</u>			
020	-半導体動作領域の材料として炭化けい素を用いたもの	<u>NO</u>			
030	半導体動作領域の材料として窒化ガリウムを用いたもの	<u>NO</u>			
090	<u>その他のもの</u>	<u>NO</u>			
8541.30			8541. 30		
>	[略]		₹	[同左]	
8541.90			8541. 90		
85. 42			85. 42		
₹	[略]		₹	[同左]	
85. 49			85. 49		
[略]		·	[同左]		
87. 01	[略]		87. 01	[同左]	
87. 02	[略]		87. 02	[同左]	
87. 03	乗用自動車その他の自動車(ステーションワゴン及びレーシングカーを		87. 03	乗用自動車その他の自動車(ステーションワゴン及びレーシングカーを	
	含み、主として人員の輸送用に設計したものに限るものとし、第87.			含み、主として人員の輸送用に設計したものに限るものとし、第87.	
	0 2 項のものを除く。)			0 2項のものを除く。)	
8703. 10			8703. 10		
>	[略]		₹	[同左]	
8703.70			8703.70		
8703.80	- その他の車両(駆動原動機として電動機のみを搭載したものに限る。		8703.80 000	<ul><li>その他の車両(駆動原動機として電動機のみを搭載したものに限る。</li></ul>	
	<u>)</u>			<u>)</u>	NO
010	<u>中古のもの</u>	<u>NO</u>			
090	その他のもの	<u>NO</u>			
8703.90	[略]		8703. 90	[同左]	
87. 04			87.04		
₹	[略]		₹	[同左]	
87. 07			87.07		
87. 08	部分品及び附属品(第87.01項から第87.05項までの自動車の		87. 08	部分品及び附属品(第87.01項から第87.05項までの自動車の	
	ものに限る。)			ものに限る。)	
8708. 10			8708. 10		
₹	[略]		₹	[同左]	

8708.50	000	- 駆動軸(差動装置を有するものに限るものとし、伝動装置のその他の		<u>8708. 50</u>		- 駆動軸 (差動装置を有するものに限るものとし、伝動装置のその他の	
		構成部品を有するか有しないかを問わない。)及び非駆動軸並びにこ				構成部品を有するか有しないかを問わない。) 及び非駆動軸並びにこ	
		<u>れらの部分品</u>	KG			れらの部分品	
					010	非駆動軸及びその部分品	<u>KG</u>
					090	その他のもの	KG
8708.70				8708.70			
>		[解各]		₹		[同左]	
8708.99				8708.99			
87. 09				87.09			
₹		[略]		}		[同左]	
87. 16				87.16			
[略]	•			[同左]			